

平成27年3月13日

金沢信用金庫

「取引残高報告書」の作成基準変更のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

このたび当庫では、投資信託口座を開設しているお客さまに定期的に送らせていただいている投資信託の「取引残高報告書」につきまして、平成27年3月末作成分より、作成基準を下表のとおり一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

投資信託のお預り残高・お取引（注1）の有無等		「取引残高報告書」の作成基準	
		現 状	変 更 後
お預り 残高あり	直前3か月間にお取引あり	所定月（3、6、9、12月）の月末に作成します。	変更なし
	1年以上お取引なし	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	変更なし
<u>お預り 残高なし</u>	直前3か月間にお取引あり	お取引発生直後の所定月（3、6、9、12月）の月末に作成します。	変更なし
	<u>1年以上 お取引なし</u>	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	<u>前回作成時から1年後の同月の月末に一度だけ作成しますが、以降、次回お取引発生時または口座抹消時までの間は作成しません。（注2）</u>
	口座抹消	口座抹消を行った日に作成します。	変更なし

（注1）

・「お取引」とは、投資信託の買付、換金ならびに分配金および償還金の入金等をいいます。

（注2）

・従来は、お客さまの投資信託口座にお預り残高がなく1年以上お取引がない場合につきましても、1年に一度「取引残高報告書」を作成・郵送していました。平成27年3月末作成分以降につきましては、上表のとおりとなります。

なお、平成27年3月末作成分以前に、お預り残高がなく1年以上お取引がない場合に既に「取引残高報告書」を作成・郵送している場合は、平成27年3月末作成分より作成・郵送いたしません。

・ただし、お客さまより作成のご要望があった場合には、ご要望日以降を基準日として、臨時作成いたします。その際は、取扱店までご連絡下さい。

・「取引残高報告書」が作成されなくなって以降、お取引を再開された場合は、お取引発生直後の所定月（3、6、9、12月）の月末に作成・郵送いたします。

【投資信託にかかるご留意事項】

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.24%の購入時手数料（消費税込）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.30%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.944%（消費税込）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の御購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。

本件に関するお問合せ先

金沢信用金庫 総合企画部資金証券グループ

TEL:076-231-0468

商号等	金沢信用金庫 登録金融機関
登録番号	北陸財務局長（登金）第15号
加入協会	日本証券業協会